

## 第 8 5 号議案

足立区身体障がい者大谷田ホーム条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区身体障がい者大谷田ホーム条例の一部を改正する条例  
足立区身体障がい者大谷田ホーム条例（平成 1 3 年足立区条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「法律第 1 2 3 号」を「法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。」に、「第 5 条第 2 6 項」を「第 5 条第 1 5 項」に、「福祉ホーム」を「共同生活援助を行うための施設」に改める。

第 4 条各号を次のように改める。

- （ 1 ） 身体障がい者に生活の場を提供し、日常生活を営むために必要な相談、日常生活上の介護、援助を行うこと。
- （ 2 ） 前号に掲げるもののほか、大谷田ホームの目的を達成するために必要な事業

第 5 条を次のように改める。

（利用者の範囲）

第 5 条 大谷田ホームを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （ 1 ） 障害者総合支援法第 2 9 条第 1 項に規定する訓練等給付費又は同法第 3 0 条第 1 項に規定する特例訓練等給付費の支給決定を受けた者
- （ 2 ） 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 8 条第 1 項の規定による措置を受けた者

第 6 条第 1 項中「利用を希望する者」の次に「（前条第 2 号に規定する者を除く。）」を加え、同条第 2 項各号を次のように改める。

- ( 1 ) 利用者（大谷田ホームの利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）が定員に達したとき。
- ( 2 ) 感染症に罹患<sup>り</sup>しているとき。
- ( 3 ) 医療機関等で専門的な治療を要する疾患又は障がい<sup>を</sup>を有すると認められるとき。
- ( 4 ) 前 3 号に掲げるもののほか、大谷田ホームの管理上支障があると認められるとき。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

利用者は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

- ( 1 ) 障害者総合支援法第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- ( 2 ) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用で、利用者負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額

第 7 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

（福祉施設指定管理者等評価委員会への諮問）

第 2 2 条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会条例（平成 2 7 年足立区条例第 号）第 1 条に規定する足立区福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問するものとする。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

指定管理者の管理運営の評価を福祉施設指定管理者等評価委員会に諮問するとともに、足立区大谷田ホームで実施する事業の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。